

令和2年8月31日(月)
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部

新・札幌市バリアフリー基本構想の改定について

1 新・札幌市バリアフリー基本構想

○新・札幌市バリアフリー基本構想（平成21年3月策定、平成23年度・平成26年度に改定）

平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、札幌市の上位計画等と整合を図りながら、市内のバリアフリー化を重点的、一体的、継続的に進めるため、事業実施に向けた基本方針や、年次目標、重点整備地区等を定めるもの。

2 新・札幌市バリアフリー基本構想において定める主な事項

(1) 重点整備地区の指定

・札幌市内の地下鉄駅及び、平均利用者が5,000人/日以上の子JR駅等について、周辺施設の配置状況等を考慮し、核となる施設（駅、区役所）から概ね半径500mの範囲を「重点整備地区（バリアフリー化を重点的、一体的、継続的に進めていく地区）」として53地区を指定。

(2) 生活関連施設・経路の設定

・バリアフリー法に基づき、生活関連施設（公共施設や大規模な商業施設、病院など）を設定し、重点整備地区内の核となる施設（駅、区役所）から、生活関連施設への経路及び生活関連施設間の経路を生活関連経路（移動円滑化すべき経路）として設定。

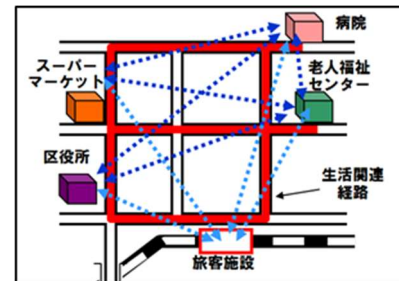


図 生活関連経路の設定イメージ

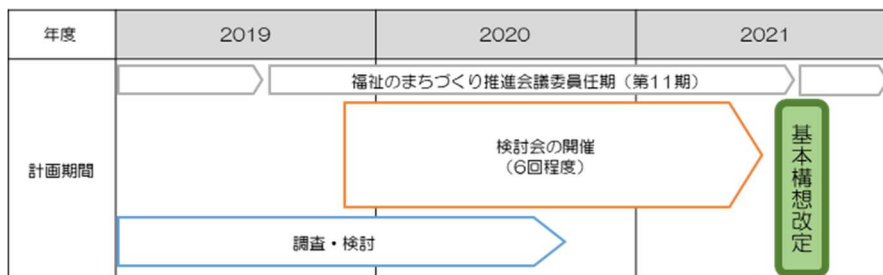
(3) 各施設の整備の考え方（下表）

新・札幌市バリアフリー基本構想で定める各施設の移動円滑化の考え方（現構想）

- ・旅客施設：平均利用者3,000人/日以上の子鉄道駅や電停、バスターミナルを移動円滑化（エレベーター、多目的トイレ設置等）
- ・車両等：車いすスペース設置、ホームドア設置、低床車両やノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーの導入等
- ・道路：重点整備地区内の生活関連経路の勾配緩和や点字ブロック設置、駅自由通路へのエレベーター設置等
- ・信号機等：主要な生活関連経路における音響式信号機の設置や歩行者青時間の延長等
- ・路外駐車場：障がい者等用駐車スペースの設置、マナー啓発等

3 改定スケジュール

令和2年2月に「札幌市福祉のまちづくり推進会議」を母体とした「第5次札幌市バリアフリー基本構想検討部会」を立ち上げ、令和3年度内の改定を目指し議論を進めている。



【検討部会開催状況】

- R2.2.26 第1回部会開催
- R2.6.24 第2回部会開催
- R2.8.25 フィールドチェック(※)
- R2.10.1 第3回部会予定

※バリアフリー上の課題把握や今後の整備に意見を反映させることを目的として、部会委員や障がい当事者と現地を確認するもの。

4 検討の進捗状況について

①重点整備地区の拡充

- ・駅の利用状況や周辺地区の開発状況等の特性、立地適正化計画等との整合性を踏まえ、八軒地区、路面電車電停周辺地区を重点整備地区に追加し、苗穂地区を駅の北側に拡大する。

②生活関連施設の見直し

- ・現在生活関連施設に位置付けられていない大規模な立体駐車場、観光施設、市有の子育て支援施設について、生活関連施設に位置づける。
- ・バリアフリー法の改正を踏まえ、公立小中学校を生活関連施設に加えることについて検討する。

③生活関連経路の見直し

- ・生活関連施設の新築・改廃状況等を踏まえ、生活関連経路の見直しを行う。
- ・冬期や悪天候等の移動を考慮し、バリアフリー化された地下通路の活用を検討する。

④各施設の整備の考え方

- ・法改正や現在の整備状況等を踏まえ、各施設管理者と検討を進める。

<参考> 札幌市内の移動円滑化の整備状況

